

昭和十四年勅令第四百八十一號軍事保  
護院ノ職員ノ特別任用ニ關スル件中改  
正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ  
ラレムコトヲ請フ

昭和十八年十月十八日

内閣總理大臣東條英機

月 月

昭和十四年勅令第四百八十一號中左ノ通改正ス

「副總裁、局長及事務官」ヲ「副總裁及事務官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附